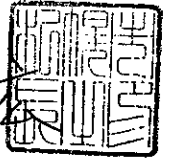


札幌市児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 2 / 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 17 号

札幌市児童福祉施設管理規則の一部を改正する規則

札幌市児童福祉施設管理規則（昭和39年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「、看護師又は保健師」を削り、同項ただし書中「看護師又は保健師及び」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。